

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 7 年 12 月 1 日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
令和 8 年大分県警察年頭視閲式会場設営・撤去業務委託
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和 8 年 1 月 16 日まで
- (3) 委託場所
令和 8 年大分県警察年頭視閲式会場設営・撤去業務委託仕様書のとおり
- (4) 予定価格
2,175,085 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から後記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システム利用できない場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きによること。

4 契約条項を示す日時、場所及び担当する部局

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和 7 年 12 月 15 日（月）までに入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、後記 7 に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

担当：大分県警察本部警務部警務課

〒870-8502 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話番号 097-536-2131（内線 2683）

5 大分県共同利用型電子システム及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 使用通貨 日本国通貨
- 6 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間等
 - (1) 入札参加申請期間
この公告の日から令和7年12月8日（月）午後5時まで
 - (2) 入札金額の入力期間
入札参加承認の日から令和7年12月15日（月）午後5時まで
 - (3) 入札金額
委託料総額を入力すること。
※見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
 - (4) 注意事項
大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。
紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。
- 7 大分県共同利用型電子入札システムによる開札日時及び場所
 - (1) 開札日時
令和7年12月16日（火）午前10時
 - (2) 開札場所
大分県警察本部会計課用度係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号
電話番号 097-536-2131（内線2263）
 - (3) 再度入札
開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。
- 8 入札保証金に関する事項
免除とする。
- 9 入札の無効
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は9号の規定により随意契約を行うものとする。
 - (4) 最低制限価格は設けない。
- 11 契約保証金に関する事項
免除とする。
- 12 その他
その他の詳細は、入札説明書による。